

目 次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について ..... | 1 |
| ○ 平成 22 年度事業計画及び予算について .....    | 4 |

公告第 4 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 22 年 2 月 22 日招集の第 139 回組合会において議決され、平成 22 年 2 月 26 日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成 22 年 3 月 31 日付け総行福第 108 号をもって認可されたので公告する。

平成 22 年 4 月 12 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 32 条第 1 号中「。以下同じ」を削る。

第 33 条第 7 項中「長期組合員のうち改正前の施行令附則第 9 条に規定する」を削り、「である組合員」を「である長期組合員」に改める。

第 36 条第 1 項中「食事療養」の次に「(以下「食事療養」という。)」を、「生活療養」の次に「(以下「生活療養」という。)」を加え、「控除した額」を「控除して得た額」に改め、「(次項の高額療養費が支給される場合を除く。)」を削り、「金額に相当する額」の次に「(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 3」を「前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法

施行令（以下「施行令」という。）第 23 条の 3 の 3 に、「同項第 1 号」を「同号」に、「あつては」を「おける家族療養費附加金は」に、「当該高額療養費に相当する額」を「当該高額療養費の額」に、「、50,000 円」を「50,000 円」に改め、「家族療養費附加金として」を削り、「金額に相当する額」の次に「(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）」を加え、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 21,000 円以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が 25,000 円未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

第 36 条第 4 項中「家族療養費」の次に「又は高額療養費」を加え、「2 か月」を「2 月」に、「前 3 項」を「第 1 項、第 2 項及び前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定する家族療養費附加金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。

第 36 条の 2 第 1 項中「おいて、指定訪問看護」を「おいて、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護」に、「当該家族訪問看護療養費の額を控除した額」を「当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額」に、「当該指定訪問看護に要する費用の額から当該家族訪問看護療養費の」を「当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される」に、「控除した額」を「控除して得た額」に改め、「金額に相当する額」の次に「(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）」を加え、同項ただし書中「未満であるとき」を「に満たない場合」に、「家族訪問看護療養費については、支給しないものとし、1,000 円を超える支給額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする」を「家族訪問看護療養費附加金については、支給しない」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 項及び第 4 項」を「前条第 4 項及び第 5 項」に改める。

第 37 条を次のように改める。

（災害見舞金附加金）

第 37 条 災害見舞金附加金は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときに支給す

るものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 法第 73 条の規定に基づき災害見舞金が支給される時。 災害見舞金の額の 10 分の 6 に相当する額
- (2) 法第 72 条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受け、法別表第 1 に掲げる損害の程度に満たない場合において、当該住居若しくは家財の 5 分の 1 以上が焼失し、若しくは滅失したとき又はこれらと同程度の損害を受けたとき。 給料の 1 月分に相当する金額に法第 73 条に規定する政令で定める数値を乗じて得た額の 100 分の 50 に相当する額

第 40 条第 1 項 (一) の表中「1,000 分の 43.85」を「1,000 分の 49.40」に、「1,000 分の 5.0625」を「1,000 分の 5.75」に、「1,000 分の 1.69375」を「1,000 分の 2.45」に改め、同条 (二) の表中「1,000 分の 35.08」を「1,000 分の 39.52」に、「1,000 分の 4.05」を「1,000 分の 4.60」に、「1,000 分の 1.355」を「1,000 分の 1.96」に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 87.70」を「1,000 分の 98.80」に、「1,000 分の 10.125」を「1,000 分の 11.50」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 21 年度」を「平成 22 年度」に改め、「規程」の次に「(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)」を加え、「1,770 円」を「1,850 円」に改める。

附則第 2 項中「(地方公務員共済組合連合会を除く。)」を削り、「又は負担金」を「及び負担金」に改め、「第 40 条」の次に「第 1 項」を加え、同項の表中「1,000 分の 35.08」を「1,000 分の 39.52」に、「1,000 分の 4.05」を「1,000 分の 4.60」に、「1,000 分の 1.355」を「1,000 分の 1.96」に改める。

附則第 8 項中「(次項の高額療養費が支給される場合を除く。)」を削り、「金額に相当する額」の次に「(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)」を加え、同項ただし書を削り、附則第 9 項中「施行令第 23 条の 3 の 3」を「前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3」に、「あつては」を「おける一部負担金払戻金は」に、「当該高額療養費に相当する額」を「当該高額療養費の額」に改め、「一部負担金払戻金として」を削り、「金額に相当する額」の次に「(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)」を加え、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 21,000 円以上のもの (以下この項において「高額療養負担額」という。) が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額 (以下この項において「特定合算対象額」という。) が 25,000 円未満の場合にあつては、

高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円を加えた額を控除して得た額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

附則第 14 項を附則第 16 項とし、附則第 13 項を附則第 15 項とし、附則第 12 項を附則第 14 項とし、附則第 11 項中「第 2 号」を「第 1 号」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則第 10 項中「一部負担金払戻金」を「一部負担金払戻金の」に改め、同項を附則第 12 項とし、附則第 9 項の次に次の 2 項を加える。

10 前 2 項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。

11 第 36 条第 4 項及び第 5 項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。

#### 附 則

1 この変更は、公告の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 変更後の第 36 条及び第 36 条の 2 並びに附則第 8 項から附則第 11 項までの規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

3 変更後の第 40 条、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 22 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 公告第 5 号

#### 平成 22 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 22 年度事業計画及び予算については、平成 22 年 2 月 22 日招集の第 139 回組合会において議決されたので公告する。

平成 22 年 4 月 12 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一